

春日井市と国立大学法人名古屋工業大学との連携・協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と国立大学法人名古屋工業大学（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、乙の NITech AI 研究センターの持つ AI 技術に関する知的資源や学術研究の成果を活かし、行政課題の解決や施策展開を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 行政課題への対応策や新たな行政サービス等の共同研究に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要なこと。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはいけない。

- 2 甲と乙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはいけない。

（データ管理及び個人情報保護）

第4条 乙は、研究の目的のために甲から個人情報に関するデータの提供を受けたときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 乙は、個人情報保護法を遵守し、個人の尊厳及び人権を尊重するとともに、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適切な管理）

第5条 乙は、本研究による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の流出、滅失及び損傷の防止に努めるものとする。また、自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 2021 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の 2 か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は 1 年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2019年10月30日

甲 春日井市長
伊藤 太

乙 国立大学法人名古屋工業大学長
鵜飼 裕之